

# KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうサービス いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

## トピックス

### 金融サービス仲介業の創設（令和3年11月施行）

#### ◆金融サービス仲介業とは

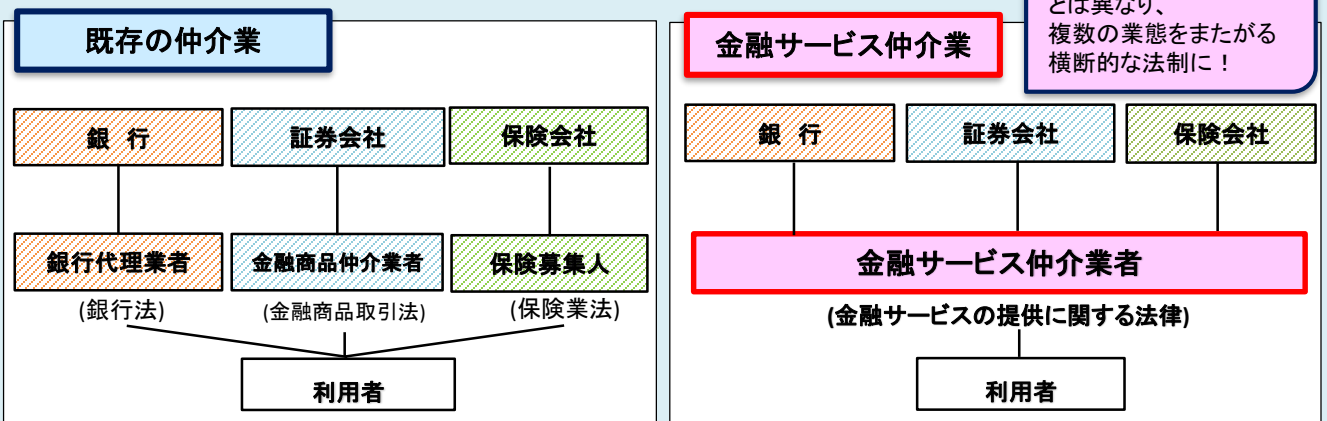
情報通信技術の進展とニーズの多様化

✓ 金融商品販売法を「**金融サービスの提供に関する法律**」に改正し、金融サービス仲介業が創設されました。

✓ 既存の仲介業は各業態ごとに登録等が必要でしたが、**1つの登録で「銀行」・「証券」・「保険」のすべてのサービスをワンストップで提供**できます。

利便の向上及び保護

#### ◆既存の仲介業と金融サービス仲介業のイメージ



#### ◆主な規制について

- ・ 特定の金融機関への**所属は求めない**
- ・ 利用者**財産の受入れは禁止**
- ・ **高度に専門的な説明を必要とする商品・サービスの取扱いを制限**
- ・ 利用者に対する損害賠償資力の確保のため、**保証金の供託等を義務付け**
- ・ 利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などは、仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定

~~縦割り~~

~~所属制~~

# ◆金融サービス仲介業において取扱可能な商品・サービス

|    |    | 取扱可能（例）          | 取扱禁止（例）  |
|----|----|------------------|--|
| 銀行 | 預金 | ○ 普通預金 ○ 定期・積立預金 | ○ 特定預金等契約<br>・仕組預金 ・通貨オプション組入型預金<br>・外貨預金<br>(外貨のまま出金や送金ができるものは取扱可能)<br>○ 譲渡性預金                |
|    | 貸付 | ○ 住宅ローン ○ 自動車ローン | ○ カードローン（消費者向け）<br>➢ 定期預金を担保とする当座貸越は、極度方式貸付に該当するが取扱可能<br>➢ 貸金業など兼業する場合、規格化された商品などに限定（銀行代理業と同様） |
|    | 送金 | ○ 振込             | —（制限なし）  |
| 貸金 |    | ○ 住宅ローン ○ 自動車ローン | ○ カードローン（消費者向け）  |

|    |              | 取扱可能（例）  | 取扱禁止（例）  |
|----|--------------|--|--|
| 証券 | 債券           | ○ 国債・地方債 ○ 特別法人債<br>○ 社債<br>※ 仕組債、劣後債等を除く。                 | <b>二種外務員</b><br>○ 仕組債 ○ 特定社債券（SPC法）  |
|    | 株式・出資証券      | ○ 上場株式 ○ 特別法人出資証券<br>○ 優先出資証券（優先出資法）                       | ○ 非上場株 ○ 優先出資証券（SPC法）<br>○ 新株予約権 ○ 新優先出資証券引受権（SPC法）                                |
|    | 信託           | ○ 投資信託 ○ 投資証券<br>○ 受益証券発行信託 ○ 投資法人債<br>※ レバレッジ型など複雑なものを除く。 | ○ 複雑な投信 ○ 特定目的信託（SPC法）<br>○ 新投資口予約権 ○ 私募投信<br>○ 貸付信託                               |
|    | その他          | ○ 預託証券・証書<br>※ 上記の有価証券に係るものに限る。                            | ○ カバードワラント ○ C P<br>○ 二項有価証券 ○ 抵当証券<br>○ 信用取引 ○ 政令指定証券<br>○ デリバティブ取引 ○ 特定投資家向け有価証券 |
|    | 投資助言<br>投資一任 | ○ 上記の有価証券に係る助言・一任  | ○ 上記の有価証券等に係る助言・一任   |

(注1) 外国債、外国株等の外国証券を含む。

(注2) 債券グループと信託グループ（受益証券発行信託を除く。）については、公募などにより広く取引されているもののみ、株式・出資証券グループと受益証券発行信託、預託証券・証書については、上場されているもののみ。

|    |      | 取扱可能（例）                            | 取扱禁止（例）   |
|----|------|------------------------------------|---|
| 保険 | 生命保険 | ○ 死亡保険 ○ 個人年金保険<br>○ 医療保障保険 ○ 介護保険 | <b>商品種別</b><br>○ 特定保険契約<br>・運用実績連動型保険・年金 ・外貨建て保険・年金<br>・解約返戻金変動型保険・年金<br>○ 保険業法で付加的な商品説明を求めているもの<br>・転換契約 ・基礎率変更権付の第三分野保険<br>○ 火災保険（家財保険は取扱可能） ○ 再保険契約<br>○ 法人契約・団体保険<br>(レジャー団体保険等は取扱可能) |
|    | 損害保険 | ○ 傷害保険 ○ 旅行保険<br>○ ゴルフ保険 ○ ペット保険   | <b>保険金額・保険期間</b><br>○ 生保：1千万円、損保：2千万円、<br>第三：6百万円の保険金上限<br>※ 年間保険料5,000円以下のものについては上限なし<br>(ワンデー自動車保険や自転車保険の一部などが取扱可能)<br>○ 保険期間が無期限のもの  |

(本件に関するお問合せ先) 理財部 (第2)金融調整官 048-600-1144